

令和5年3月  
発行!!

令和5年

# 統一地方選挙対応

## 第一法規の選挙関連図書のご案内

### 公職選挙法令集 令和5年版

選挙制度研究会 編 A5判・約2,500頁 定価6,820円(本体6,200円+税10%)

■内容現在：令和5年1月1日

■公職選挙法の改正(衆議院小選挙区の区割りの改定)、同法施行令の改正(期日前投票等の事由該当の宣誓書の申立て等の見直し)、同法施行規則の改正(期日前投票・不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書の様式の改正)を反映

■「公職選挙法」「公職選挙法施行令」を上下二段対照方式で登載

■「公職選挙法」には「参照」として関係法令の条項数を収録

〔参照〕には関係法令の条項と内容を示す「見出し」つき

法 二二二条 選挙運動 二二二条

2 市町村の選挙以外の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理委員会)が設置された都道府県の選挙管理委員会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会及び当該選挙事務所が設置された都道府県の選挙管理委員会、市町村の選挙については当該市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。選挙事務所は、次のとおりとする。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙については、選挙事務所は、候補者又は

第百三十一條 前条第一項各に掲げるものが設置する選挙事務所は、次の区分による数を超えることができない。ただし、政令で定めることにより、交通困難等の状況のある区域においては、第一号の選挙事務所については三箇所まで、第四号の選挙事務所については五箇所(参議院合同選挙区選挙における選挙事務所については、十箇所)まで、それぞれ設置することができる。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙における選挙事務所は、候補者又は

第十三章 選挙運動

(選挙運動の期間)

第百二十九条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による候補者の届出、第八十六条の二第一項の規定による衆議院名簿の届出、第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出、同条第二項において準用する第八十六条の二第九項の規定による届出に係る候補者については、当該届出又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日までの前日までなければならない。ただし、第八十六条の二第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日までの前日までなければならない。ただし、第八十六条の二第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日までの前日までなければならない。ただし、第八十六条の二第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日までの前日までなければならない。

第百三十二条 選挙事務所は、次に掲げるものでなければ、設置することができない。

(選挙事務所の設置及び届出)

第百三十二条 選挙事務所は、次に掲げるものでなければ、設置することができない。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者又はその推薦届出者(推薦届出者が数人あるときは、その代表者。以下この条、次条及び第百三十九条において同じ。)、及び候補者届出政等

二 衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、衆議院名簿届出政等

三 参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては、参議院名簿届出政等及び公職の候補者たる参議院名簿届出者(第八十六条の二第一項において準用する参議院名簿に記載されている者を除く。)

四 前三号に掲げる選挙以外の選挙にあつては、公職の

法 二二二条 選挙運動 二二二条

法

委任規定がすぐわかる  
上下二段対照方式

施行令

内容見本



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

